

## 第8章 環境規制遵守における刑事執行の役割

ナンシー・K・クーバセック＝M・ネイル・ブラウニー＝キャリー・ウィリアムソン

8. Nancy K. Kubasek, M. Neil Browne, and Carrie Williamson

### The Role of Criminal Enforcement in Attaining Environmental Compliance in the United States and Abroad

U. of Baltimore J. of Env'tl. L. (spring, 2000)

#### I. はじめに

本稿では、米国・カナダ・EUにおいて、環境基準を遵守させるために刑事制裁をどのように活用しているかに焦点を当てている。西欧諸国では企業に環境基準を遵守させる目的で刑事制裁を用いることは1980年代まではあまり見られなかったが、現在では増加傾向にある。本稿では1980年代以降の刑事制裁の活用の増加傾向を手がかりとし、この増加傾向をもたらした要因の特定を試みるものである。

また、刑事執行活動の増加に伴い、被規制者である企業側が事前にどのような対策を講じるべきであるかについても提言を行っている。つまり刑事訴追を受けるリスクを減少させるために企業は環境監査を行うべきなのだ。本稿は近年の各国での環境監査の実施状況を調査し、企業は環境監査をさらに活用していくべきであると結論づけるものである。

#### II. 環境基準を強制する目的での刑事制裁の利用の増加 ～米国の事例～

米国の事例は、本書において「日本における環境汚染の処罰と抑止：米国方式の刑事執行は日本において解決策となるか」の箇所で紹介したのでそちらを参照願いたい。

#### III. 環境侵害に対する刑事訴追の利用 ～カナダの事例～

カナダの規制者は伝統的に、企業と交渉して目的を達成しようとする意識が高く、遵守を確保するための企業との交渉や折衝に頼ろうとする意識も高い。これまでカナダの規制の枠組みの下では、あまり多くの訴追は行われなかった。実際、1988年から1989年の間に、カナダの連邦環境法の中の主要な位置を占めるカナダ環境保護法に関してわずか6件の訴追が行われたに過ぎなかった。

しかし、ケベック州の St.-Basile-le-Grand における PCB 火災やオンタリオ州の Hagersville におけるタイヤ火災のような大きな注目を集めた環境汚染事故は、環境保護に対して国民の関心を高めることとなり、同時に地方政府の環境保護への取り組みが十分ではないと知らしめることにもなった。

このような状況を経て、1980年代半ばから1990年代初頭にかけて環境法執行に対する態度は変化の兆しを見せ始めるようになった。この変化はまず地方レベルで見られるようになった。例えばオンタリオ州では、1986年に環境執行法の修正法が議会を通過し、環境法違反者に対する罰則が強化された。連邦政府の執行政策も訴追をより一層強化する方向

に変化し、調査執行部門(Investigations and Enforcement Branch)が新たに設置された。1994年には、環境犯罪で有罪判決を下された企業の数に200社にのぼり、同時に270人に有罪判決が下された。罰金総額は1985年から1995年までの間に約60万USドルから240万USドルへと増加した。1998年2月には、City Sales Ltd.社に対して、米国にフロンを輸出した容疑に対してカナダ環境局に虚偽の報告を行った罪で2万USドルの罰金が命ぜられた。この事件はカナダ環境局の調査官の活動を阻害したことに対して大きな罰則が加えられた最初の事例として非常に意義深いものである。

環境保護法に違反した企業と個人を訴追する傾向が米国及びカナダで強まっている大きな理由としては、政府が環境法履行確保手段として制裁を用いる傾向を強めていることと、環境法改正によって罰則が強化されたことがあげられる。

#### IV. 環境規制を執行する際の刑事制裁の利用 ～欧州の事例～

##### A. 欧州連合 (EU)

欧州の環境問題対策を行う機関としては、欧州環境局 (the European Environment Agency) が設置されており、EU 構成国からの環境問題に関する情報を収集し、政府や私人を含む利害関係者へその情報を普及させることを第一の役割としている。

環境保護目的での刑事制裁の活用に関して EU で最初に検討が行われたのは、環境保護のための刑法の貢献に関する欧州理事会決議 (the Council of Europe Resolution 88) が閣僚委員会 (the Committee of Ministers) により採択された時であった。また 1995 年以降、環境基準の遵守を促進するために刑事手続のより一層の活用を求める動きが強まった※1。

審議の後、閣僚委員会は、刑事手続以外の手段が有効ではない場合には最後の手段として刑法を活用する必要性があると結論づけ、EU 構成国政府に対して以下の勧告を行った。

1. 環境損害に対する刑事制裁を検討せよ。最も深刻な事件では、罰金および収監といった伝統的制裁を維持しながら、
  - (a) 企業に対して課徴金、延滞金、条件付罰金のような罰金刑を導入せよ
  - (b) 汚染に対して科された罰金は、環境保護目的のために再分配せよ
  - (c) 懲役刑の延長、社会奉仕活動、資格剥奪、有罪判決の公表とともに、原状回復などを命ずるといった措置を導入せよ
2. ある特定の事例では企業主体の責任の追求可能性を考慮する形で刑事責任原則を再検討せよ。
3. 人間の生命または実質的価値を持った財産を危険にさらすような、有罪行為または不作為の適否について検討せよ

---

※1 英国を除く EU 各国では、法律上、企業は刑事罰の対象外だった。だが 1995 年にフランスとオランダがこの問題を修正する法案を成立させ、企業に対し刑事制裁を科す途を開いた。

#### 4. 環境保護問題における刑事手続を再検討せよ。特に

- (a) 環境事件を扱う専門組織を裁判所と検事機関の中に設立せよ
- (b) 地域共同体の利益を守るために刑事手続に加わることができる権利を市民や団体に付与せよ
- (c) 汚染行為で有罪判決を受けた人物に関する特別な刑事記録を作成せよ
- (d) 重大な環境犯罪に対しては恩赦を排除せよ

EU 構成国はまた、上記勧告の自国での進捗状況を五年ごとに欧州理事会に報告する義務を負うこととなった。その報告によると、英国ではほとんど進捗が見られないのに対して、ドイツでは刑法典の中に「環境に対する罪」という章が新たに設けられるなど、各国でその進捗具合に差が見られている。

欧州各国では、公式の執行活動によることなく執行機関と産業界が協同して問題に対応するといった傾向が依然として見られる。しかし多くの EU 環境法がまだ実施されていない点が認識しされるようになって、より強い措置を活用する方向へと変化が見られている。EU 構成国での環境法執行の状況については以下に説明がなされる。

#### B. オランダ

オランダ憲法には、政府機関は環境保護に対する責任を有しているとの条項が存在する。1989 年制定の国家環境政策法 (NEPP) は、オランダの環境政策の全ての外観についての実質的な指針となる計画法である。NEPP は六年ごとに更新され、議会による承認を受けることとされている。対象となる環境問題と標的となる集団、環境問題の規模を NEPP が特定することにより、それに続く環境立法の枠組みが規定されることとなる。

NEPP は、これまで緩慢であった環境法の執行に最重点を置いている。執行活動は 1992 年の国家執行計画により主として導かれており、この計画の 1995 年時点での最重要領域には、「重大な環境犯罪」が含まれている。

執行活動は国家レベルでも地方レベルでも改善されてきた。国家レベルの活動は環境捜査官によってなされ、地方レベルの活動は環境立法執行に関する国家調整委員会により決定されている。当該委員会は「重大環境犯罪」プロジェクトチームを通じて重大な犯罪を取り扱う。これらの機関は十分な資金を得て執行活動を強化してきている。

法執行に当たる人員も増加してきた。警察には環境法執行のために特別に訓練を受けた人員がおり、環境法の訴追官の数も増加してきた。1991 年から 1992 年の間に、環境法執行に当たる人員は 32% 増加し、訴追件数は 33% 増加した。ほとんど全ての環境法は、これらの法律の違反を刑事犯罪として規定している。企業、役員、責任者は環境犯罪に関して刑事責任を問われうる。訴追され有罪判決を受ける幹部はほんのわずかではあるが、刑事訴追において裁判所が科すことができる罰則は厳格なものとなってきた。それに加えてオランダでは、国家をまたがる環境犯罪に対する欧州ネットワークの設立にも取り組んでいる。

#### C. アイルランド

アイルランド憲法は国家が私人の権利を保護することを保障しているが、最高裁判所は、

この保障規定は国家が「健康に対する危険から市民を守」らなければいけないと規定したものであると解釈している。1993年に設置された環境保護庁は「広範囲にわたる汚染の潜在性を有する全ての活動」を統制している。

もし私人が許可なく環境上の危険を引き起こした場合、法は私人に対して罰金、懲役、民事罰の形で罰則を科すことを許容している。多くの執行主体は環境犯罪に対して相当の罰則を科すことができ、市民は罰則が環境法遵守に影響を及ぼしていると認識している。

アイルランドの主要な環境立法の全てには、環境損害が企業の役員（もしくは責任者）の承諾、過失による黙認、怠慢により発生した場合には、その責任を役員（もしくは責任者）に負わせるとする条項が存在する。その罰則は相当の罰金または懲役、もしくはその併科であり、法定の環境違反に対して最大限の罰金を科すのが現在の傾向である。

#### D. スペイン

スペインの憲法は、国民が「十分な環境 (adequate environment)」を享受する権利を規定しており、政府機関は「環境を保護し改善する」義務を負っている。南欧州の国々は北欧州に比べて環境配慮が不十分ではないとの批判がしばしばなされてきたが、スペインは近年、環境犯罪に対する罰則を増加させたり刑法の対象となる行為類型を拡大させたりしてきた。1990年には、バルセロナの汚染発生工場の技術監督者に実刑判決を下すかたちで刑事責任を負わせるという判例を確立した。環境法遵守を促進するために刑事制裁を活用するという国家の責務を確かなものとする動きの中で、1995年11月8日にスペイン議会は、懲役刑を最大で6年にまで延長し罰金を約30万ドルにまで増加させる新たな刑法を可決した。

特に新しい法典では、環境犯罪は環境に対するリスクを発生させることだけでも構成要件を満たすこととされ、刑事責任を問うために環境損害が現実に発生していることは必要とされていない。また新しい法典では、汚染事故に関して情報を偽ったり規制権限者を誤った方向に導いたりした政府職員を罰する規定も存在する。しかし環境犯罪の訴追対象は企業の幹部、経営者、もしくは従業員のみであり企業は対象外となっている。

#### V. EC 環境監査

上記のように環境規制の遵守を徹底するために刑事制裁を活用することが増加傾向にあることを考慮に入れて、多くの企業は刑事訴追を受けるリスクを減少させるための方策を練っている。その中で頼みの綱としてますます依存度を増している選択肢としては、環境監査の活用である。

米国・カナダ・EUの中で、環境監査の法的枠組みが最も充実しているのはEUである。その枠組みは、EMAS（環境管理監査制度）の中で具体化されている。

1993年に採択されたEUの第五次行動計画は、環境行動計画の新しい戦略を提示している。この試みに呼応する形で創設された制度の一部がEMASである。

EMASにおいて提唱されたその目的とは、「産業活動の環境パフォーマンスを評価し改善させること、さらに一般の人々に対して関連する情報を提供する」ことである。この目的を達成するための中心的な手段が環境監査なのである。EMASは「環境監査」を、「環

環境保護のために設けられた組織・管理体制・工程の実績を、体系的に関係資料の提出によって定期的かつ客観的に評価するためのマネジメント手段」として定義している。

現在、ある企業が EMAS への参加を登録しようとするならば、最初に、その企業は徹底的な環境調査を実施することによりこのプロセスをはじめなければならない。次に、その企業は、自社の「環境に関する包括的目標と行動原則」を表明した「環境方針」という組織的な声明を作成しなければならない。この方針には、環境に関する全ての規制の内容を遵守することを約束する声明を備えていなければならない。この方針の目的は、「環境負荷を、経済的に実現可能な範囲内での利用可能な最善の技術を使用した場合のレベルを超過することのないようにすることを念頭において、環境パフォーマンスを合理的かつ継続的に改善していく」ものでなければならない。また、その企業は、EMAS に登録された個々の場所(site)ごとの「環境計画」を作成しなければならない。その環境計画は、個々の場所(site)ごとの環境活動を企業全体の組織的な環境方針と調和させるための計画として捉えることができる。最後に、その企業は環境管理制度を整備しなければならない。その環境管理制度は、ある特定の場所(site)における環境方針を実行に移すための戦略的な計画として説明されている。

EMAS に参加する企業が最初の調査および関係する組織的な計画策定を開始したならば、その企業は3年ごとに各々の場所(site)の内部監査を行い、どの場所(site)においても環境計画と環境管理制度の実施状況を調査しなければならない。環境監査は企業内の監査官によって実施されるかもしれないが、その監査は独立した認定環境評価機関によって評価されなければならない。

EU は当初、EMAS を強制力のあるものとしようとしたが、現在でも強制力を伴わないものになっている。今後 EU 委員会が EMAS を強制化するように提言するか否かについては興味深いところである。

## VI. 米国における環境監査

米国環境保護庁は、環境監査を「環境要求への適合に関係する設備操業および措置を行う被規制主体による体系的で文書による定期的かつ客観的な調査」とであると定義する。近年、企業による自己監査は、環境監査の潜在的便益に対する認識が深まるにつれて活用の頻度を増してきている。

しかし、自己監査により重大な規制違反や未許可の汚染物質の排出などが発覚した場合に企業利益を損なうような情報が露見し、その結果として民事・刑事・行政上の責任を負わねばならなくなるというリスクを企業が負うことになる。これらの懸念を和らげるための試みとして、監査報告に対する証拠特権、行政上・民事上・刑事上の免責、部分的な罰則の軽減等のインセンティブを産業界に提供することを試みる政策が実施されたり立法が制定されたりしてきた。環境監査に対するほとんどの州法では環境監査に対して特権を付与している一方で、米国環境保護庁の環境監査指針ではこの種のインセンティブは明確に排除されている。

## A. 米国環境保護庁の環境監査に関する最終指針

国家規模の環境監査指針を設けるに際して環境保護庁が取り組まなければならなかった重要な課題としては、指針において環境監査に対して包括的な特権を付与する必要があるか否かということがあげられる。1996年1月22日に発効した米国環境保護庁の最終指針においては、環境監査を行う企業が8つの条件が満たせばいくつかの制裁が軽減され、9つ全ての条件を満たせば全ての制裁が軽減される可能性があり、さらに米国環境保護庁は米国司法省に事件を訴追するように求めない場合が多いと規定された。その9つの条件を以下に示す。

- (1) 管理体制を通じて違反を発見すること
- (2) 違反を自発的に発見すること
- (3) 環境保護庁へ文書で開示するよう努めること
- (4) 政府および第三者から独立して発見と開示を行うこと
- (5) 60日以内に違反を是正するか、もしくは修正条項の折衝を行うこと
- (6) 再発防止措置を取ること
- (7) 違反を繰り返さないこと
- (8) 重大かつ現実の損害または急迫かつ重大な生死にかかわるような危険にさらす違反ではないこと、もしくは環境保護庁との間での同意条項の違反であること
- (9) 環境保護庁と協調すること

最終指針は、相当の注意（環境保護庁は、「相当の注意（due diligence）」とは違反を抑制・発見・是正するための体系的取り組みであると定義している）により発見された違反に対しても適用されるものとなっている。最終方針はまた、「違反が報告を要するものであるか否かにかかわらず自発的に発見された」ほとんどの違反は、この指針の下で執行活動を軽減される対象となると明示した。しかしながら、環境保護庁は、法的に要請されるサンプリングやモニタリングを通じて発見された違反に対しては、それらの違反は自発的に発見されたものでないとの理由でこの指針を適用しないこととなるであろう。

最終指針の下、環境保護庁は、目前急迫かつ重大な危険を内包する違反ではなく自発的に公表された違反に対する危険度に応じた罰則を75%まで軽減することを許容した。しかし、重大な現実の損害を引き起こした違反・繰り返される違反・環境保護庁との同意条項違反・「意図的に関与したり、違反を故意に認知しなかったり、もしくは不遵守を隠したり見逃したりした」企業の役員による違反に対しては軽減措置はとられない。

違反は最も複雑なケースを除いて10日以内に報告されなければならない。最終指針ではまた、報告の開示に関して二つの要求がなされた。第一は、罰則を軽減されるためには、企業は相当の注意を払っていたことを示す概要書を公表することを要請される場合があるということである。第二は、企業が書面による協定、行政同意条項（administrative consent order）、司法同意条項（judicial consent order）を締結しなければならない場合は、これらの文書を公表しなければならないことである。

環境保護庁は当初から、環境監査の活用を促進するためのインセンティブとしての証拠特権を承認することに反対する立場を取り続けてきた（その代替手段として刑罰の軽減を

選択してきたといえよう)。同様に環境違反の取締活動に関する司法省の指針は、環境保護庁の指針と同様に、ある種の基準を満たしている主体に対するより一層寛大な処置を講ずることにより、被規制者の間で環境監査の活用が促進されるように設計されている。司法省の指針書では、「被規制者による自発的監査、自発的取締り、環境法違反の自発的公表は、司法省が環境法の刑事執行に関して有する裁量行使の際に罰則を軽減する要素として見ているということを示すことによって、これらの活動を促進すること」が司法省の方針であると説明されている。

## B. 刑事上の調査 (criminal audit) に対する特権

市民政治の構築に当たって環境保護庁は、刑事訴追に対して環境保護庁が勧告することができるとする指針を規定した。1997年10月、環境保護庁の刑事執行・法廷弁論・訓練局 (Office of Criminal Enforcement, Forensic, and Training) の長官は、環境遵守監査を通じて違反の刑事訴追に対して環境保護庁が勧告することを容認する場合の条件を発表した。それは以下の通りである。

1. 刑事上の違反を公表した企業は、違反の発見をもたらした環境監査もしくは due diligence program (自社が相当の注意を払っているかを検査するプログラム) からの情報に刑事捜査官が自由にアクセスすることができるようにすると同時に、環境保護庁の執行局と全面的に協力しなければならない
2. 違反は、環境監査・due diligence program・自主的な自己評価のいずれかを通じて発見されたものでなければならない。
3. 違反の公表は、環境保護庁が正式に刑事捜査官に照会する前になさなければならない。
4. 違反の公表は、環境保護庁が内部告発者・市民からの苦情・政府機関の捜査等を情報源とする「有力な手掛かり」の追跡を始める前になさなければならない。
5. 違反の発見は、自発的行動によってなされたものでなければならないのであって、法・規則・許可・行政命令・司法命令により要請されて行った監査その他の体系的な審査であってはならない。
6. 違反の公表は、通常、発見から10日以内に行われなければならない。
7. 違反の公表を行う企業は、公表から60日以内に当該違反により引き起こされた環境損害を修復したことを環境保護局に対して書面で証明しなければならない。違反の是正にこれ以上の時間は必要とされない場合には、60日が経過する前に書面で環境保護庁に通知しなければならない。
8. 被規制者は、刑事上の違反の再発防止のために措置を講ずることに書面で同意しなければならない。
9. 刑事上の違反者は、当該施設において過去3年以内に違反を繰り返したり、当該施設の所属組織による不遵守状態の一翼を担ったりしてはならない。

環境保護庁の刑事執行・法廷弁論・訓練局からの職員で構成された自主公表委員会 (the Voluntary Disclosure Board) は、不訴追勧告の要求を審査する責任を有している。

### C. 州レベルでの環境監査法

連邦政府に比べて州政府は監査に対してより手厚い保護を与えている。1998年11月の時点では、環境監査に対して証拠となりうる特権を付与したり環境監査により発見された違反に対して一定の免責を付与したりする立法が21州で制定され、環境監査に対して法的保護が与えられた。また13州以上で法律制定議会において環境監査法案が係属中となっている。それに加えて、8つの州では現在、被規制者が環境監査を行うインセンティブを付与する行政指針が実施されている。

ほとんどの州法の性格は、環境監査に証拠としての特権的地位を与えるか、もしくは監査の結果として発見された違反（その違反は公表されて適宜を得て是正されたものでなければならない）に対して特権と免責を組み合わせる付与するかのどちらかである。バージニア州で可決された立法は産業界の支持を集めるようになってきている。この法律は、環境監査によって収集・生成・発展してきた情報について、平常時に公開を要しないとする特権を付与している。この情報は、監査が企業の従業員により行われたか、もしくは企業経営者により雇われた外部の検査官によって行われたかにかかわらず保護されるものであり、環境監査の文書を準備する手助けをした者は、その内容や運用に関して証言を強制されることはない。

特権が付与されない例外的状況には4つの類型がある。

- (1) 公衆の健康もしくは環境に対する明確で目前急迫の重大な危険を実証する情報である場合
- (2) 監査において含まれる情報がすでに法により公表を要求されたものである場合
- (3) 監査において含まれる情報が自主的な環境監査から独立して用意されたものである場合
- (4) 監査の文書やその一部分が悪意を持って編集されたものである場合

これら4つの例外的状況に該当しないと判断した場合に、全ての企業は特権を主張するために証明しなければならないこととしては、以下の3つの類型がある。

- (1) 監査が当該施設の所有者もしくは操業者の指示もしくは依頼によって行われたものであること
- (2) 監査が自主的に行われたものであること
- (3) 監査が環境法不遵守の分野を特定したり、効率性の改善や汚染の防止のための機会を特定したりするためのものであること

上記のようにバージニア州の立法ではまた、違反の公表が法により要請されたものではなく違反が熱心に是正された場合には、自発的に公表された違反に対する行政上、民事上の制裁に対する免責が規定されており、これが企業に対して環境監査導入のインセンティブを与えることとなっている。

しかしながら、いくつかの分野に関しては州法の範囲内では曖昧で解釈に委ねられている



ものがある。例えばバージニア州法では「公衆の健康もしくは環境に対する明確で目前急迫の重大な危険」を示すような文書は特権の対象外であると規定されているが、重大な危険とはどのようなものであるか、また文書が特権の対象となるか否かについては不明確なままである。さらに、インセンティブ条項の要求に従う過程は、二つ以上の州で裁判権に該当する被規制者にとっては幾分困難なものであるかもしれない。この場合に監査は、もし罰則が科せられた場合にはインセンティブが失われてしまうような状況下で、各々の州の裁判権の下での要求事項を満たさなければならないのだ。

#### E. 連邦レベルでの立法案

このジレンマに対して、産業界の代表者は連邦環境監査特権法の可決を得ようとロビー活動を強力に行っている。

しかし、連邦レベルの環境監査保護法案は数々提出され連邦議会の討議はなされてはきたものの、立法が行われるという結果には至っていない。環境保護庁の代表者は明白な特権インセンティブに反対する立場を強調して、環境監査に関する下院法案 HR 1047 の通過に反対する証言を行っている。環境監査と免責条項を承認したいいくつかの州に関する環境保護庁の暫定承認の場面でも、そのような全面的インセンティブは連邦規制を執行する国家の能力を覆い隠す恐れがあるとしている。それに加えて多くの環境利益団体・地域共同体も環境保護庁に賛同する立場をしめしている。

環境監査立法は州法が中心的役割を占めており連邦法における制定はないものの、環境保護庁・州の立法者・企業は環境監査の活用を促進することに方法は違えども共に関心を抱いていることははっきりしている。特権と免責に関する指針と規制が環境と規制を受ける地域社会に対していかなる効果を持ちうるかに関する討論は立法者において継続しており、少なくとも米国においては、連邦レベルでの環境監査法は、環境保護に対する連邦の枠組みに対して望まれる追加立法であるということは明確であるように思われる。

#### VII. カナダにおける環境監査の利用

カナダにおける環境監査の活用はまだ未発達であると言われるが、少なくともカナダの企業のうちの 20%は 1992 年までに環境監査を定期的の実施するようになっており、化学・石油・製紙パルプといった業種では環境監査が大規模に実施されている。

米国と同様に、連邦政府と地方政府は汚染者の訴追に力を注ぐようになってきており、それにつれて環境監査の活用も増加傾向にある。カナダの連邦政府と地方政府は、環境監査の発展と活用に対して政府の活動が直接的にも間接的にも絶大な影響を及ぼしうるという認識の下にある。政府が環境監査の活用の促進を司法部門経由で行う方法の一つとしては、企業の幹部が環境犯罪で告発を受けた際に、相当の注意を払っていたか否かを体系的な環境監査を実施していたか否かで判断するということである。

カナダにおける環境監査の活用は、1991年に設立されたカナダ環境監査協会によってもまた促進されてきた。この組織は、環境監査官承認手続きや環境監査における倫理・原則・基準の申請手続きを通じて、環境監査の発展と規律を促進することやカナダの政府や企業の環境管理体制を改善することをその使命としている。協会の構成員は約 450 名であり、

その構成員は法律家・技術者・科学者・会計士等さまざまである。

このようにカナダでは、米国や欧州と同様に環境監査の有用性に対する認識は深まってきた。

## VIII. 刑事制裁の活用に対する対応

### A. 環境規制の存在と自社の対応状況を認識することで規制遵守は促進される

環境法の履行確保目的で刑事制裁を活用することが世界的に増大傾向にあるというのは疑う余地のない事実である。ビジネスを行うにあたり環境法に無知ではいられない。なぜなら環境法に無知であることは、しばしば環境法の不遵守をもたらすからである。環境法違反を行う理由の一つには、政府の職員により指摘されるまで不遵守の事実気づいていないということがある。米国企業の多くは、自社が環境法を遵守しているか否かを決定するための手段として環境監査に頼っている。業界団体も環境監査によって得られる情報の有用性にすでに気づき始めており、環境管理に関する自主規制規定の中に環境監査を採用している。違反を是正するための第一の段階は違反が存在することを認識することであり、環境監査を行うことにより環境規制を遵守しているか否かを知ることは全ての企業にとって規制遵守達成のための必須事項であるといえよう。

### B. 環境監査は企業が相当の注意 (Due Diligence) を払っていることの証明となる

米国、カナダ、及び欧州諸国の多くでは、刑事訴追からの防衛手段のひとつとして企業が相当の注意を払っていたと証明することがあげられる。この証明に必要な要素は国家や裁判所により異なっているものの、環境監査を行っていることは相当の注意を払っていたことを示す重要な証拠となる。

### C. 環境監査が生み出すその他の利点

企業が環境監査を行うメリットとしては、環境犯罪の刑事訴追を回避すること以外にも市場から受ける付加的な便益があげられる。消費者は、環境に配慮している企業の製品を求める傾向をますます強めている。世界市場で競争力を確保したいと願う企業であるならば、自社が環境・健康・安全面での基準を遵守していることを明らかにできなければならない。そのための取るべき方法のひとつが環境監査である。

いくつかの企業では、取引先の企業に ISO14000 の取得を要求するようになってきた。ISO14000 の基準を満たすための重要な要素として環境監査計画の採用があげられている。

## IX. 結論

西洋諸国の多くでは、環境規制遵守の確保のために刑事制裁を活用することが拡大傾向にあると同時に、環境監査の活用も増加傾向にあり今後も促進されるべきだ。なぜなら環境監査は、環境犯罪への刑事訴追が増加する中での企業活動の防衛に有効であるだけでなく、環境規制の遵守可能性を増大させ、また消費者が環境に優しい企業との取引を望む世

界市場において企業が競争力を維持していく上での一助となるものだからである。

## X. 日本法に対する示唆

日本でも環境監査は盛んに行われているが、これは ISO14000 の取得のために行う場合や自社の環境への取り組みを社会に対してアピールする一環として行われている場合が多いので、本稿において紹介されるような刑事訴追回避対策としての環境監査とは性質を異にしている。

本稿で紹介される刑事訴追回避対策としての環境監査では、監査により違反行為が発見された場合に刑事制裁を科すか否かという点に焦点が当てられている。日本でも環境犯罪に対する罰則が強化された場合、企業は自己防衛のために環境監査を活用する傾向を増すだろう。その際、環境監査により長期間にわたり違法状態が継続していたことが発覚した場合には違反行為発覚後の汚染行為は改善できても、発覚までの汚染行為を放置していたことに関しては民事・行政・刑事上の責任を問われうる。このようなときに、監査により分かった違反事実を公表させれば責任を軽減もしくは免責される規定がないと、その違反事実のみ消される可能性が高い。違反行為隠蔽に対して罰則を科し公表した場合には罰則の軽減・免責を認めるように制度設計することが必要となろう。

(伊藤智基)